

台風13号による被災に関する会長談話

本年5年9月7日から8日にかけて、台風13号が日本列島に接近するのに伴い、複数の自治体で1日の降水量が観測史上1位の値を観測するなど、千葉県内各地に記録的な大雨をもたらし、河川の氾濫などに伴う浸水被害や土砂崩れなどの土砂災害が発生しました。亡くなられた方とそのご遺族の方、被災された全ての皆さまに、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

千葉県は8日、茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市の4市、及び睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町4町に、災害救助法の適用を発表しました。同法の適用によって、住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与などを受けることができます。また、「自然災害債務整理ガイドライン」を利用した、事業も含めての個人の債務整理（減免など）も可能になります。

千葉県弁護士会としては、早急に電話や面談などによる無料相談を開設し、皆さまの不安や今後の問題などに向けて、法的な問題だけでなく、支援情報などできる限りお伝えしながら皆さまの不安に寄り添い、皆さまの日常を取り戻すためにご支援していきたいと考えています。

また、これまで締結した千葉県や自治体との災害協定や、士業や関連団体との災害ネットワークを通じて、皆さまへの更なる支援に取り組み、早期の日常生活への復帰・復旧をめざして、努力する所存です。

令和5年9月12日

千葉県弁護士会 会長 菊地 秀樹